

平成 19 年 9 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「金融商品に関する会計基準（案）」及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

「金融商品に関する会計基準（案）」について

1. 「 2. 有価証券」について

有価証券（社債その他の債券）に関する貸借対照表価額および時価開示等について

時価の測定可能性・保有目的等が貸出金等と同質と考えられる社債その他の債券については、債権と同様に「貸借対照表上は取得価額等で計上し、注記において時価開示する」取扱いとしていただきたい。

（理由）

- ・金融資産の貸借対照表上の「時価評価」の取扱いについては、貸出金・有価証券等の法的形態から一義的に導出されるものではなく、本来、当該金融資産における客観的な時価の測定可能性、その保有の意図・目的、及び属性に基づいて決められるべきものとする（金融商品会計基準第 65、66 項）。
- ・我が国に於ける、証券化商品等市場を経由した所謂クレジット資産等については、個別のアレンジャーが調査レポート等の目的で独自の方法で算出した参考値が存在する程度であり、セカンダリー・マーケットにおける流通量が極めて少ない等流動性に乏しいため、自由な換金・決済等が可能な「価額」は存在しないのが現状である。また、合理的に時価を算出する場合においても、価額の構成要素となる「クレジット・スプレッド」、パス・スルー案件等における「将来キャッシュ・フロー」につい

て、マーケット・コンセンサスがないうちで、客観的な時価の測定は貸出金等の債権と同様に困難である。

- ・裏付資産やファイナンス・スキームが貸出金形態の NRL(non recourse loan)・RMBL(residential mortgage backed loan)等と同一である証券化商品、企業の資金調達における借入の代替手段としての私募事業債等は、商品特性面では国債等の公募債よりもむしろ貸出金に類似している。
- ・企業の財政状態及び経営成績の財務諸表への適切な反映の観点、及び配当可能利益に与える影響等を考慮した場合、時価の測定可能性・保有目的等が債権と同質と考えられる有価証券については、貸借対照表上の時価評価により評価差額を純資産直入する取扱いより、むしろ注記による時価開示により対応する方が適切であり、また、金融商品に係る時価情報の充実、開示の実効性を高めようとする今回の改正の主旨にも適うものであると考える。
- ・企業の資金調達における借入の代替手段として、引き受ける銀行等の金融機関自らが保証を付した私募債の発行が近年増加している。当該私募債は、法的形態としては有価証券であるものの、引き受ける銀行等の金融機関にとっては、実質貸出金としての性格や自ら保証を付しているといった商品特性を有していること等に鑑み、時価が把握されていない債券として、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、「貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する」(「金融検査マニュアル(H19.2改訂)」～償却・引当～3.イ.(ロ))取扱いとなっていることも考慮していただきたい。

また、銀行等の金融機関が保有する債券については、自らの保証を付した私募債に限定せず、与信目的で保有する時価がない債券で信用リスクがあると判断される場合についても、引当金を計上することが認められており(「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」の改訂について)に対するパブリックコメントの結果について) H19.2 の当該マニュアル改訂時には時価評価しないことが想定されていた点についても勘案いただきたい。

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」について

1. 「金融商品の状況に関する事項」について

第3項 (2)

デリバティブ内包の複合金融商品が、「現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がないことなどにより一体として処理されている場合」において、「通常と大きく異なる条件を有しているものや、デリバティブ取引の対象物の価額変動に対する当該取引の時価の変動率の大きい特殊なもの」以外は、現物の金融資産又は金融負債と区別して、デリバティブについて注記(含む時価)する必要がないことを確認させていただきたい。

また、区分注記が必要とされる「通常と大きく異なる条件を有しているもの」や「デリバティブ取引の対象物の価額変動に対する当該取引の時価の変動率の大きい特殊なもの」についての目線を示していただきたい。

第15項

バリュー・アット・リスクやストレステスト等により把握された金融商品に関する定量的なリスク情報の開示については、その記載を任意とする現行案が妥当であると考える。

(理由)

- ・銀行は、内部管理の目的から、市場リスクや信用リスクのバリュー・アット・リスクやストレステストによるリスク量の把握・評価・管理を行っているが、その手法(モデルやシナリオ)や考え方(信頼区間・保有期間等)は銀行ごとに異なっているのが現状である。
- ・このように、バリュー・アット・リスク等によるリスク量は、会計帳簿の記録に基づく会計数値ではなく、各銀行それぞれのモデル等による算定方法によって管理目的のために算定されるものであることから、財務諸表の注記として開示することは相応しくないものであると考える。
したがって、定量的なリスク量の開示については、是非慎重に検討いただき、仮に注記とする場合でも、その開示は任意としていただきたい。

2. 「金融商品の時価等に関する事項」について

第5項

「時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記しない」場合に、時価の測定に過度なコストが発生する場合は該当することを明確化していただきたい。

(理由)

- ・金融商品に関する公表市場価額等の利用、又は合理的な算出等による評価額の入手のための費用が、企業にとって当該金融商品の重要性を考慮すると過大であると認められる場合には、時価を見積もることは現実的ではないと考えられる。
- ・また、今般の改正に伴う実務への影響等を鑑み、過度な負担を回避すべく、第34項における関連記載についてより明確化すべきである。
- ・米国会計基準(SFAS107号)において、金融商品の時価等の開示に関して下記の記載があり、実務においても当該規程を根拠に時価を開示しない事例が相応に存在する。

<SFAS107号からの一部抜粋 >

14. If it is not practicable for an entity to estimate the fair value of a financial instrument or a class of financial instruments, the following shall be disclosed:

- a. Information pertinent to estimating the fair value of that financial instrument or class of financial instruments, such as the carrying amount, effective interest rate, and maturity
- b. The reasons why it is not practicable to estimate fair value.

15. In the context of this Statement, practicable means that an estimate of fair value can be made without incurring excessive costs.

3. 適用時期

第7項

適用開始までの準備期間を十分に確保するように配慮いただきたい。

(理由)

- ・会計・開示制度の様々な改正・充実化に伴い、現在、財務諸表作成者の実務的負担は相当程度増大している状況にある。

本適用指針の確定後、時価を開示するためのシステム手当等を進めることが必要となるが、保有する金融商品のウェイトが高い銀行業においては、相応の負担が求められることになる。このため、適用開始までの準備期間を十分に確保いただくように配慮いただきたい。

なお、各企業におけるシステム対応負担等には差異があることも考えられることから、例えば、平成22年度からの原則適用とする等の経過期間の設定についても検討いただきたい。

4. その他

第3項、第4項において、「重要性が乏しいものは注記を省略することができる」との記載があるが、本適用指針における重要性の判断に係る考え方等を整理していただきたい。

以 上